

平成 29 年 7 月 27 日

利用者・ご家族各位

糸満市字真栄里 857 番地
就労支援センター たまん
施設長 金城 幸範
【 公印省略 】

台風時休業の取り扱いについて

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記のとおり基準を定めますので御査収のほど宜しくお願い致します。

なお、学校・他施設等とは違う点もありますのでお間違えなさいませぬよう確認して行動して下さい。

記

臨時休業の措置	<ol style="list-style-type: none">1. 利用予定日の午前 7 時までに発令された暴風警報が、午前 7 時を過ぎても引き続き解除されないと見込まれる時は、臨時休業にします。2. 利用予定日の午前 7 時までに暴風警報が発令されていなくても、台風の接近により数時間内には暴風警報が発令されると見込まれる時は、臨時休業にします。3. 利用予定日の午前中には、暴風警報が発令されないと見込まれる時は、通常どおり出勤とし、暴風警報が発令された時点で臨時休業にします。なお、休業する時間は午後 1 時までに電話連絡で周知します。4. 臨時休業になった場合は、暴風警報が解除されても終日臨時休業とします。
問い合わせについて	<ol style="list-style-type: none">1. 台風で休業になるかどうかは、前途の基準を参考にして、各自で判断して行動して下さい。2. テレビやラジオ等では、「暴風警報により公立学校は臨時休業」と情報が流れますが、暴風警報の中で出勤することはありませんので、「たまんは出勤かも」と問い合わせる必要はありません。3. 臨時休業かどうか問い合わせる場合、「たまん」職員も安全上休業していますので電話に出ない場合があります。その場合は「休業と判断」して構いません。4. ホームページ閲覧環境がある場合、「たまん」ホームページ上でお知らせしますのでご確認下さい。 ※停電等でお知らせできない場合もありますので予めご了承下さい。